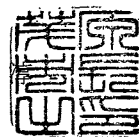


公売公告兼見積価額の公告

茂原市公告第 9 号
令和 8 年 3 月 2 5 日

千葉県茂原市長 市原



下記により、差押財産の公売をします。
国税徴収法第 9 5 条及び第 9 9 条の規定により公告します。

公 売 財 産	別紙「公売財産明細書」のとおり		
公売保証金及び見積価額	公売保証金	1,680,000 円	見積価額 16,800,000 円
公 売 の 方 法	期間入札		
公売参加申込受付期間	令和8年 4月14日 午後 1時00分 から 令和8年 4月27日 午後11時00分 まで		
公売保証金提供期限	令和8年 5月 7日 午後 5時00分		
入 札 期 間	令和8年 5月11日 午後 1時00分 から 令和8年 5月18日 午後 1時00分 まで		
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上		
最高価申込者決定日時及び場所	日 時	令和8年 5月18日 午後 2時00分	場 所 茂原市役所財務部収税課
売却決定日及び場所	日 時	令和8年 6月 8日 午前10時00分	場 所 茂原市役所財務部収税課
代 金 納 付 期 限	日 時	令和8年 6月 8日 午後 2時30分	ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書きその他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合を除く
買受人についての資格その他の要件	別紙「公売公告別紙 茂原市インターネット公売ガイドライン」のとおり		

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。 2 買受人の危険負担の移転時期は、買受代金を全額納付したときとなります。 3 落札価格をもって売却決定金額とします。 4 売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 5 「公売物件明細」は茂原市財務部収税課で閲覧できます。（令和 8年 6月15日まで） 6 公売への参加には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上での公売参加申込手続と公売保証金の納付が必要となります。
-----	---

配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を茂原市役所財務部収税課に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は茂原市役所企画財政部収税課に用意してあります。



公売財産明細書

売却区分番号	茂原7-1	見積価額	16,800,000円
		公売保証金	1,680,000円
財産の表示	(土地) 1 所在 千葉県茂原市長尾字芝 地番 2465番 地目 宅地 地積 1,447.93㎡		
	(建物) 1 所在 千葉県茂原市長尾字芝2465番地 家屋番号 2465番 種類 居宅 構造 木造かわらぶき平家建 床面積 124.23㎡		
以上登記簿による表示			
所在地	千葉県茂原市長尾字芝2465番		
最寄駅等	JR外房線「新茂原」駅から北西方へ道路距離で約830m		
公法上の規制	非線引き都市計画区域 第1種低層住居専用地域 指定建ぺい率 50% ・ 指定容積率 100% 日影規制(4-2.5h)		
接道状況	南東側約32.5mが幅員約3mの舗装市道3級5129号線(建築基準法42条2項)に等高に接面。		
供給処理施設	上水道、都市ガスは引込み済、下水は個別浄化槽にて処理。		
特記事項	<p>土地は、中間画地。間口約32.5m・奥行約49mで規模1,447.93㎡の奥地が僅かに低いが全体として概ね平坦なやや不整形地。 現況は、建物3棟(内附属建物2棟)の敷地で、北端部が竹を中心に山林化している。 境界杭は少なく南西側は土留め等で境界推定できるが、北西側は土留めはあるが過去の分筆との関係がはっきりせず、北東側隣地の境界は土留めもなくいずれも不分明。 隣接は、北西側・南西側が戸建住宅と畑、北東側が農家住宅、南東側が市道を介して畑で地域の概ね標準的な環境下にある。近隣地域内は、茂原市の水害履歴マップで大雨時に水害に注意を要する区域(令和元年)となっている。南東側接道部については再構築時にセットバックを要する。</p> <p>また、昭和50年以前から古地図や国土地理院空中写真から農家住宅が建っていたと推せられ、土壌汚染の可能性のある用途に使用された可能性は低いと推せられる。 尚、土壌汚染調査は、古地図・空中写真等による限られた範囲の調査であり、土壌汚染がないことを補償するものではない。厳密には専門調査機関による別途調査を要する。 埋蔵文化財については、包蔵地の指定はない。また、地下埋設物については、建物関連以外のものは外観からは確認できない。</p> <p>建物は、平成3年7月23日新築(築後約34年)。間取り3LDK。内・外観とも一般的なもので、品等は中位である。外部は、犬走りに複数の亀裂が見られたが、床にたるみや傾斜等は見られなかった。内部は、玄関や南東側廊下の内壁に雨漏り跡が見られたが、屋根を修理済みで現在は雨漏りはないとのこと。DKから南西方に続く廊下の内壁には少しカビが見られた。リビングやDKのビニールクロスの張替えやトイレや台所の水回り改修もしている。外に面する廊下床に雨の吹込み跡や傷が見られ、和室の畳もやや傷んでいた。シロアリ被害は目視の範囲では確認できなかった。全体として維持管理状況は、経年を考慮すると比較的良好。建築確認は「平成2年10月16日付 長土第439号」、完了検査は未済である。附属建物には、車庫(約64㎡)と物置(約10㎡)がありいずれも未登記である。 現在、所有者が居住しており、明け渡しや残置物(公売財産内に存在する動産類及び定着物)の処分は所有者と協議してください。</p>		

【留意事項】

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください

- ① 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください
- ② 公売財産に隠れた瑕疵があっても、執行機関(茂原市)は、担保責任を負いません
- ③ 執行機関(茂原市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります
- ④ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください
- ⑤ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません

※問い合わせ先 茂原市役所 収税課 TEL 0475-20-1578

売却区分番号

茂原 7-1

【所在図】

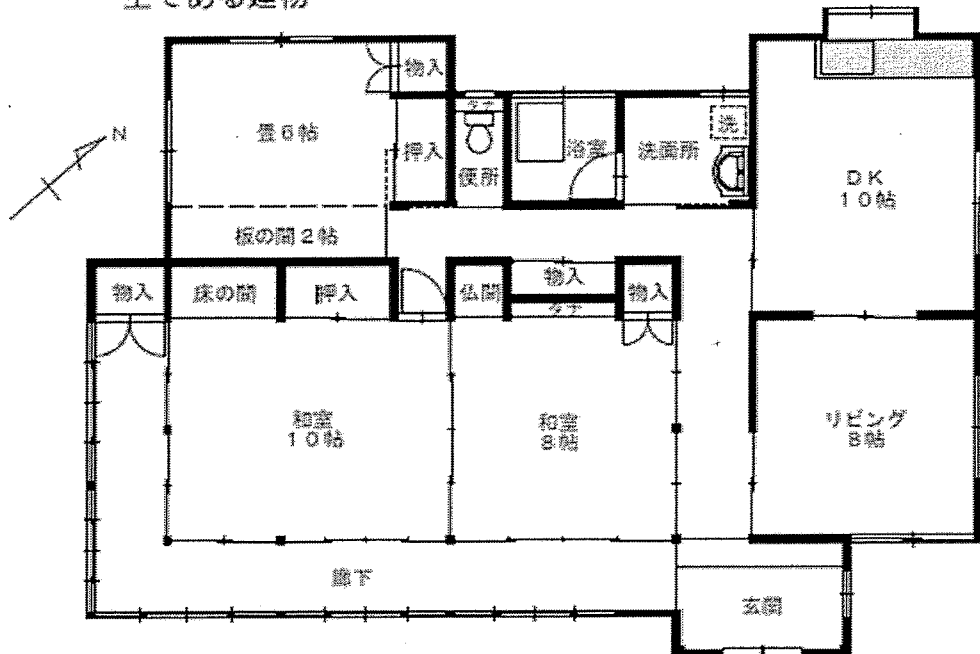


現況と異なる場合は現況が優先します。

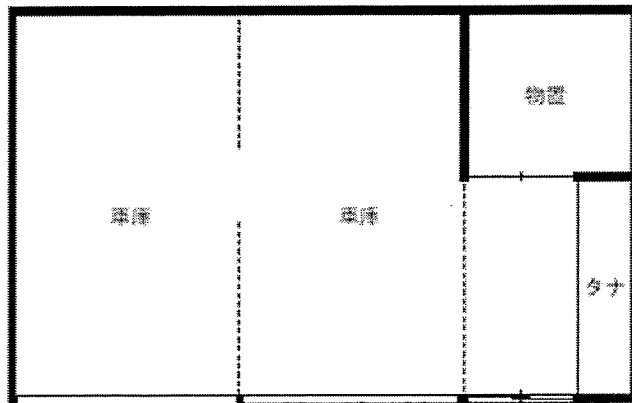
【見取図】



主である建物



未登記附属建物(車庫)



未登記附属建物(物置)

